

在留許可手数料の積算について（案）

在留資格変更許可及び在留期間更新許可

① 審査に要する実費

A 人件費・・・職員の時間単価に、審査に要する標準的な時間を踏まえて試算 ⇒ 6,300円程度

B 物件費・・・審査に要するシステムの開発・運用費、事務費等 ⇒ 3,300円程度

A + B = 1万円程度

② 応益的要素

A 外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額

（入管庁予算の一部、外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策関連経費等） ⇒ 572億円程度

B 中長期在留外国人数（永住者及び特別永住者を除く） ⇒ 約291万人

A / B = 2万円程度（1年間）

⇒ 在留状況が良好な外国人に対する優遇措置として、単純に在留期間に1年間の応益的要素の額を乗じるのではなく、在留期間が長くなるほど応益的要素としての額の増加の割合が低くなるようにする。

③ 政策的要素

申請人の利便性の向上や窓口の混雑緩和のため、更なるオンライン申請の促進を図ることとし、オンライン申請による場合と窓口申請による場合とで、手数料の額に3千円～1万円の差を設ける。

在留資格変更許可及び在留期間更新許可の手数料の額 ① + ② + ③ = 1万円～7万5千円

例：在留期間5年の場合における積算

応益的要素に係る額は10万円（5年×2万円）であるが、在留状況の良好性等を考慮した優遇措置として6万円とする。さらに、オンライン申請の促進を図るため、窓口申請との間に1万円の差を設ける。

⇒ 窓口 7万5千円（①審査に要する実費1万円+②応益的要素6万円+③オンライン申請の利用拡大5千円）

オンライン 6万5千円（①審査に要する実費1万円+②応益的要素6万円-③オンライン申請の利用拡大5千円）

永住許可

① 審査に要する実費・・・2万円程度

在留資格変更許可等の審査と比べて審査に時間を要することから2万円程度

② 応益的要素・・・18万円程度

永住許可を受けた後の在留期間の平均が13.5年程度であることから、在留期間が5年の場合（6万円）の3倍の18万円程度

永住許可の手数料の額 ① + ② = 20万円

※ これらに加えて、諸外国における同種の手数料の額を勘案する。